

東京大学大学院経済学研究科
寄付講座「DX と企業経営」(ベイカレント・コンサルティング)
特任助教(特定有期勤務雇用教職員) 募集要項

下記の要領で特任助教を公募いたします。

- 【職名】 東京大学大学院経済学研究科 特任助教
- 【就業時間】 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
- 【所属】 東京大学大学院経済学研究科
- 【任期】 任期3年(2024年4月1日から2027年3月31日)。
最終雇用期間満了日:2027年3月31日
- 【更新の有無】 更新無
- 【試用期間】 採用された日から14日間 給与・待遇に変わりはありません。
- 【就業場所】 東京大学大学院経済学研究科(東京都文京区本郷7-3-1)
- 【採用予定人員】 1名
- 【研究分野】 経営学(国際経営、生産管理、技術管理、経営戦略、経営組織、流通、情報システム、マーケティングなど)。企業との共同研究の中で、デジタル技術活用や組織変革といったDX関係に関する、経営学分野の研究を行う。分析手法は定性、定量問わない。
- 【業務内容】 当寄付講座の推進に必要な研究業務。具体的には、DXを中心とした企業研究、共同研究先企業との産学連携のマネジメント、大学院生の研究推進のための支援、その他研究支援業務。
- 【休日】 土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 【休暇】 年次有給休暇、特別休暇 等
- 【給与・手当等】 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額35万円～40万円程度(資格能力、経験等に応じて決定する)、通勤手当(原則55,000円/月まで)
- 【加入保険】 文部科学省共済組合、雇用保険に加入
- 【応募資格】 1) 博士またはPh.D.学位の取得者、または取得見込みの者。国籍は問わない。
2) 企業におけるデジタル技術活用や組織変革などに関する知見があると望ましい。
3) 企業との共同プロジェクトを行うため、企業とのプロジェクトをマネジメントできる方、そこで得られた情報を研究として昇華できる方が望ましい。
- 【提出書類】 以下を各3部(うち2部はコピー可)
- (1) 任意の履歴書または東京大学所定の様式による履歴書1通(写真貼付)※東京大学所定の様式による履歴書を使用する場合は、履歴書の様式は<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html> からダウンロードすること。
※記入例は同ページ「参考例6(一般職員)」を参照

※平日の日中に連絡のとれる電話番号(携帯)、メールアドレスを記載のこと。

* 高等学校卒業以降の学歴を記入して下さい。

- (2) 研究計画書(これまでの研究概要、今後の研究計画、経営教育研究センターでの活動の抱負について、A4版用紙1枚程度で作成したもの)
- (3) 指導教員、またはそれに準ずる者の推薦書
- (4) 研究業績一覧
- (5) 博士学位取得者は、学位取得証明書
- (6) 主要論文、著書(3点以内。コピーでも可)

※応募の秘密は厳守します。なお、提出された書類等は一切返却いたしませんので予めご了承ください。

【応募期限】 2023年12月15日(金) 必着

【応募書類郵送先】

<郵送の場合>

封筒に「寄付講座「DXと企業経営」特任助教応募書類在中」と朱書きで明記の上、必ず簡易書留で下記住所に送付のこと。

<メールの場合>

全ての書類をPDFとして、以下の送付先に記載のアドレス宛に電子メールで提出。メール件名は「寄付講座「DXと企業経営」特任助教応募+氏名」とすること。原本は後日提出する場合があるので保管しておくこと。3日以内に受領確認メールが届かない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(送付先)

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学大学院経済学研究科附属経営教育研究センター 宛

info<at>mmrc.e.u-tokyo.ac.jp(<at>を@に変換する)

【選考方法】

(1) 書類審査

(2) 面接(書類審査合格者。2023年12月下旬を予定)

※書類選考の上、合格者に対し面接を実施。面接試験の具体的な日時・場所については、本人宛にEメールにて別途通知する。

【問合せ先】

info<at>mmrc.e.u-tokyo.ac.jp(<at>を@に変換する)

担当：東京大学大学院経済学研究科附属経営教育研究センター 橋本
メール以外のお問い合わせにはお答えできません。

【募集者名称】 国立大学法人東京大学

【受動喫煙防止措置の状況】 敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)

- 【その他】
- 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。
 - 「東京大学男女共同参画加速のための宣言(2009.3.3)」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。
 - 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。